

未収債権の目標及び具体処理策

所属	契約管財局	課・担当	契約制度課総務グループ	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	給与戻入金(局)	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-------	------	-------------	-------------	-----	-----	----------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	437	0	437	31	0	31	406	7.1%	7.1%	0	0	0	0	0	-	-	7.1%	7.1%	406
平29実績	406	0	406	33	0	33	373	8.1%	8.1%	0	0	0	0	0	-	-	8.1%	8.1%	373
平30当初目標	373	0	373	0	0	0	373	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	373
平30実績	373	0	373	0	0	0	373	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	373
令元当初目標	373	0	373	0	0	0	373	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	373
令元努力目標	373	0	373	0	373	373	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	② ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断にまわっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯
過年度	件数								0				1				1	1
過年度	残高								0				373				373	373
現年度	件数								0				0				0	0
現年度	残高								0				0				0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	373

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>小規模個人再生手続きに基づき、定められた金額の全額納付が確認されたことから、残りの債権については債権放棄すべく資料の精査を行ってきた。 しかしながら、資料を精査する中で遅延損害金に関する債権が残っていることが判明し、現在もなお請求可能と思われることから、弁護士相談を行うなど今後の対応について検討してきたところである。</p>	—
取組実績	<p>請求可能な債権がでてきたことから、債務者と連絡をとるため、郵便にて文書を送付するも届かなかったため、住所地を訪れるなど実態調査を実施してきた。</p>	—
課題	<p>債務者の所在が不明であり、連絡をとることができない状況となっている。</p>	—
改善策	<p>遅延損害金に関する債権については、令和元年度中に消滅時効期間を迎えるため、関係部署と調整のうえ債権の整理を図っていく。</p>	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<p>・市会において債権放棄の議決を得たうえで不納欠損処理を行い、債権の整理を図る。</p>	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	契約管財局	課・担当	管財部管財課賃貸地グループ	債権整理番号(3ケタ)	003	債権名	土地賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	---------------	-------------	-----	-----	-------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	46,682	-1,378	48,060	14,370	0	12,992	33,690	29.9%	27.8%	504,239	491,003		491,003	13,236	97.4%	97.4%	91.5%	91.5%	46,926
平29実績	46,926	0	46,926	10,503	0	10,503	36,423	22.4%	22.4%	493,850	480,095		480,095	13,755	97.2%	97.2%	90.7%	90.7%	50,178
平30当初目標	40,526	0	40,526	10,000	0	10,000	30,526	24.7%	24.7%	485,775	476,059		476,059	9,716	98.0%	98.0%	92.4%	92.4%	40,242
平30実績	50,178	0	50,178	9,187	0	9,187	40,991	18.3%	18.3%	481,195	466,414	0	466,414	14,781	96.9%	96.9%	89.5%	89.5%	55,772
令和当初目標	40,242	0	40,242	9,939	0	9,939	30,303	24.7%	24.7%	475,747	466,232	0	466,232	9,515	98.0%	98.0%	92.3%	92.3%	39,818
令和努力目標	55,772	0	55,772	10,000	0	10,000	45,772	17.9%	17.9%	472,332	462,885	0	462,885	9,447	98.0%	98.0%	89.5%	89.5%	55,219
令2当初目標	55,219	0	55,219	6,000	0	6,000	49,219	10.9%	10.9%	465,000	455,700		455,700	9,300	98.0%	98.0%	88.8%	88.8%	58,519

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権								合計 ①~⑯	
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	② ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑮ 計		
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は又は換価予定のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断にまわっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	回収債権 ①~⑨ 計	整理債権 ⑩~⑮ 計	合計 ①~⑯
過年度	件数	797							797									0	797
現年度	残高	40,991							40,991									0	40,991
現年度	件数	280							280									0	280
現年度	残高	14,781							14,781									0	14,781

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	161	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1,077
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	55,772

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士へ未収金回収にかかる委任契約を行い、滞納案件ごとに法的観点から滞納解消を徹底する。賃借人が死亡しているケースについては法定相続人の調査を徹底し、案件ごとに効率的な交渉を行う。再三の督促に応じないものについては、連帯保証人(連帯保証人が死亡している場合は法定相続人)に督促を行う。分納誓約を行っているにもかかわらず、履行遅延のものについては、法的措置を視野に入れ、弁護士に委任し再度交渉を行う。賃借人が死亡後、相続不存在案件は、必要に応じて相続財産管理人選任申立てを行い、被相続人の財産整理を行う。また、支払督促申立、契約解除、建物収去土地明渡訴訟、差押命令申立など、法的措置の実施を強化し滞納解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局土地賃貸料滞納整理事務処理要綱に基づき、文書や電話での督促を行うとともに、訪問による督促を行い早期の滞納解消を図る。弁護士と委任契約を行い滞納案件ごとの法律相談を行い、職員では解決困難な案件について、法的観点から解決できるよう努める。また、連帯保証人へ通知を行い、賃借人が滞納を放置できないよう督促等により早期解消を図る。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月に未収金回収業務にかかる委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談と効果的な対応を検討し、賃借人へ請求を行った。 ・賃借人が死亡しているケースについては法定相続人の調査を行い、請求相手方を確定させ、法定相続人及び連帯保証人への請求を速やかに行い、訪問による交渉等を行った。 ・分納誓約を行っているにも関わらず履行が滞っている者や、職員では解決困難な案件について、委任弁護士より催告書を送付、法的な観点から納付交渉を行うことで滞納解消に取り組んだ。 ・長期高額滞納案件について、建物収去土地明渡訴訟に向けた不動産占有移転禁止の仮処分申立てを行い、仮処分命令及び仮処分執行が実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局土地賃貸料滞納整理事務処理要綱に基づき、文書や電話での督促を行い早期滞納解消に努めた。 ・連帯保証人への督促や訪問による交渉等を行った。 ・平成30年4月に未収金回収業務にかかる委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談と効果的な対応を検討し、賃借人へ請求を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始から概ね70年を経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借人に対して納付督促を行い、文書にて支払誓約を取得しても、納付が滞ることがある。 ・事業開始から概ね70年を経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納交渉が進まない案件について、委任弁護士からの督促を実施し法的対応についても検討を行う。 ・訴訟や相続財産管理人選任など法的対応が必要な案件について、委任弁護士からの助言を受けながら法的アプローチを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納交渉が進まない案件について、委任弁護士からの督促を実施し法的対応についても検討を行う。 ・訴訟や相続財産管理人選任など法的対応が必要な案件について、委任弁護士からの助言を受けながら法的アプローチを図る。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金回収業務にかかる弁護士委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談と効果的な対応を検討し、賃借人へ請求を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては法定相続人の調査を行い、請求相手方を確定させ、法定相続人及び連帯保証人への請求を速やかに行い、訪問による交渉等を行う。 ・分納誓約を行っているにも関わらず履行が滞っている者や、職員では解決困難な案件について、委任弁護士より催告書を送付、法的な観点から納付交渉を行うことで滞納解消に取り組む。 ・長期高額滞納案件について、建物収去土地明渡訴訟等の法的措置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金回収業務にかかる弁護士委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談と効果的な対応を検討し、賃借人へ請求を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては法定相続人の調査を行い、請求相手方を確定させ、法定相続人及び連帯保証人への請求を速やかに行い、訪問による交渉等を行う。 ・分納誓約を行っているにも関わらず履行が滞っている者や、職員では解決困難な案件について、委任弁護士より催告書を送付、法的な観点から納付交渉を行うことで滞納解消に取り組む。 ・長期高額滞納案件について、建物収去土地明渡訴訟等の法的措置を検討する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	契約管財局	課・担当	管財部管財課管財グループ	債権整理番号(3ケタ)	004	債権名	一般競争入札による市有地貸付にかかる土地賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	--------------	-------------	-----	-----	-------------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	2,744	172	0	172	2,572	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	2,572
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平30実績	2,572	0	2,572	0	0	0	2,572	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	2,572
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	2,572	0	2,572	2,572	0	2,572	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計 ①~⑯		
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	③-H ⑧	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑮	⑥ ⑯	⑩~⑯ 計				
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	回収債権 ①~⑨ 計	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯
過年度	件数				1				1									0	1
過年度	残高				2,572				2,572									0	2,572
現年度	件数								0									0	0
現年度	残高								0									0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	2,572

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	賃借人あてに市有地の返還、残置動産等の処分撤去の意思確認文書を送付し、その意思確認ができれば、支払督促を更正し再送することで債務名義を取得し債権回収を図る。市有地の返還、残置動産等の処分撤去の意思確認ができなければ、訴訟に移行し債権回収を図る。	—
取組実績	賃借人あてに市有地の返還、残置動産等の処分撤去の意思確認文書を送付したが、宛所不明で文書が返送された。これを受け、現地調査、近隣への聞き込み等を行ったが、行方不明となったことを受け、支払督促を取り下げ、訴訟提起を行い、債務名義を取得した。	—
課題	目標通りであり、課題なし。	—
改善策	—	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	取得した債務名義をもって債権回収を図る。	—